

# 建築物のエネルギー消費性能適合性判定に関する事務手数料

令和5年4月1日

種別・規模等		建築物省エネ法適合性判定料(円)			
		非住宅(工場以外)		工場	
		モデル 建物法以外	モデル 建物法	モデル 建物法以外	モデル 建物法
建築物 (A:床面積 の合計㎡)	A < 300	230,000	89,000	26,000	21,000
	300 ≤ A < 1,000	290,000	114,000	33,000	28,000
	1,000 ≤ A < 2,000	362,000	145,000	45,000	40,000
	2,000 ≤ A < 5,000	510,000	230,000	102,000	95,000
	5,000 ≤ A < 10,000	625,000	298,000	149,000	142,000
	10,000 ≤ A < 25,000	736,000	357,000	183,000	175,000
	25,000 ≤ A < 50,000	838,000	417,000	226,000	216,000
	50,000 ≤ A	1,041,000	538,000	311,000	300,000

- ※ 1 建築物省エネ法適合性判定料とは、建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律(以下、「建築物省エネ法」という。)第11条第1項の規定に関する審査手数料とします。
- 2 建築物省エネ法適合性判定手数料について、対象建築物が2以上ある場合は、建築物ごとに適合性判定手数料を算定し、合算した額とする。
- 3 建築物省エネ法適合性判定料において、計画変更又は軽微な変更に関する証明書を発行する場合は、その部分にかかる床面積の合計の1/2に該当する区分の手数料とする。(床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積とする。)
- 4 工場等の用途に供する部分以外の部分(非住宅部分に限る。)の床面積の合計が、建築物の非住宅部分の床面積の合計の5分の1未満であり、かつ300平方メートル未満である建築物であって、その建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価がモデル建物法によるものは、建築物の全部が工場等の用途に供するものとみなす。